

## 平成31年度（平成30年分）給与支払報告書の提出

給与支払者は、前年分の給与について、給与の支払いを受けている方の1月1日現在（中途退職した方については退職時）の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出することとなっています。

なお、給与支払報告書は、税務署への「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出とは別に、該当する市町村に提出していただくものです。

※社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成29年度給与支払報告書より「個人番号」や「法人番号」の記載欄が追加されています。

### 【個人事業主の方へ】

給与支払報告書への個人番号の記載にあたり、成りすましなどの被害を防止するため、給与支払者が個人事業主の場合は、個人番号を記載したうえで、マイナンバーカードの写しを併せて提出してください。なお、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、通知カードの写しと本

人確認書類（運転免許証など）の写しを提出してください。（給与支払者が法人の場合は不要です。）

### 【提出日】

平成31年1月31日(木) 必着

※期限厳守のうえ、お早めに提出してください。

### 【提出対象者】

事業主の方が平成30年1月1日から12月31日までの間に給与の支払いを行った従業員の方  
 ※役員・正社員・アルバイト・パートの別や所得税の確定申告有無の別、支払い給与の多少にかかわらず提出してください。

※中途退職した方、給与所得の源泉徴収税額表の乙欄・丙欄適用の方も提出してください。

### 【電子申告】

e L T A X (エルタックス) の電子申告でも、給与支払報告書の提出手続きが行えます。

詳しくは、e L T A X ホームページをご参照ください。(http://www.eltax.jp/)

## 平成31年度から原則すべての事業主の皆様に従業員の個人住民税を特別徴収していただきます

徳島県と県内全市町村は、個人住民税の特別徴収徹底のため「徳島県統一基準」に該当する場合を除き、事業主の皆さまに従業員の個人住民税の特別徴収を実施していただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ○徳島県統一基準

原則、すべての従業員の方が特別徴収の対象となりますが、右の表にある基準（普Aから普E）のいずれかに該当する場合は、当面、給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を併せて市町村へ提出することにより、例外的に普通徴収（従業員が市町村から送付される納付書で納付する方法）が認められます。

「普通徴収該当理由書」につきましては、小松島市ホームページに様式が掲載しています。

(<https://www.city.komatsushima.tokushima.jp/docs/92622.html>)

### 普通徴収該当理由「徳島県統一基準」

普A	受給者総人員数が2人以下（他市町村分も含め、次の普Bから普Eに該当する者を除いた全受給者数が2人以下）
普B	他の事業所で特別徴収をされている方（例：乙欄該当者）
普C	給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方（前年の年間給与支給額が93万円以下）
普D	給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）
普E	退職又は退職予定（5月末日まで）の方

※普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄にも普通徴収に該当する理由の略号（普Aから普E）を記入してください。

※e L T A Xなどの電子媒体をご利用の場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックをしてください。また、摘要欄に該当する略号を入力してください。なお、この場合は、「普通徴収該当理由書」の添付は不要です。

【お問い合わせ先】 市税務課市民税担当（市役所1階）☎32・3821 / FAX 33・3401  
 Mail:shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp